

別紙 3

支援機関からのアンケート及びヒアリング

第 1 在ニュージーランド日本国大使館

1 アンケート（大使館からの回答は下線イタリックにて表示）

在ニュージーランド大使館質問事項

- 1 日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。 ある ない
- Q1-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。
()
- Q1-2 「ある」とお答えになられた場合、直近 1 年間の利用実績を御教示ください。
() 件
- 内訳 相談のみ () 件
 現地の弁護士の紹介 () 件
 日本法弁護士の紹介 () 件
 公的機関（在外公館、JETRO）を紹介 () 件
 法曹以外の専門家の紹介 () 件
 その他 () () 件
- Q1-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。
 需要がないから
 需要はあるが、ノウハウや予算がないから
 その他 ()
- Q1-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。
 自主的に設置する予定がある
 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
 予定はない。

2 大使館に相談に来られる邦人の方は、どのような法律相談が多いですか。

例：滞在資格

企業からの駐在員の査証取得に関する支援（国境閉鎖時）

身分関係（現地でのもの）

国籍選択・国籍喪失・二重国籍、離婚・離婚に伴う氏の変更/子の親権、配偶者/パートナーと不仲となったための子を連れての帰国、元日本国籍者の入国査証種別や日本国籍の再取得について

身分関係（日本にいる親族との間のもの）

遺産相続

労務問題（ ）

交通事故（ ）

貸金（ ）

不動産（賃貸借）

企業からの海外投資法、資源管理法に関する許認可取得に関する支援

取引（企業からの食品輸入に関する支援）

労働（ ）

刑事（DV被害）

その他

当地への進出を検討している企業からのNZ国内法規に関する調査の支援

3 月に何件くらいの法律相談がありますか。

日本企業等からは、年に数件

在留邦人からは、年に数件

4 法律の相談に来られた際、どのように対応されていますか。

大使館で回答できる範囲を超える場合、当国の法令・規則に詳しい弁護士や専門知識を有するカウンセラーを紹介

5 ニュージーランド独特の法的問題はどのようなものがありますか（例：文化、法律）。

環境や先住民の権利を保護する法律が厳格

6 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

その他

当国では二重国籍が認められているため日本の国籍選択との相違について関心が高い。また、当国では事実婚が多いことから、未婚の両親から生まれる子の出生前認知が必要となるなど、子の国籍取得が複雑になるケースがある。

7 日本法弁護士の活用の有無について

Q7-1 現地に日本法弁護士はいますか。

日本人や日本語ができる当地弁護士はいるが、日本法弁護士であるかどうかは不明

Q7-2 日本法弁護士がニュージーランドで活躍するニーズはありますか（もしあれば、どのような分野でニーズがあるでしょうか）。

日本の家族法・通則法（法の適用に関する通則法）、ニュージーランドの国内法規（海外投資法、資源管理法等）

2 ヒアリング

ヒアリング実施日：2023年2月7日

参加者：在ニュージーランド日本国大使館 領事警備班2名 経済班2名

質問事項①

ニュージーランドでよく問題となるご相談事例を教えてください。

- ・ まず、法律相談に関する窓口は現状大使館では設けていない。法律に関する相談需要があることは認識しているが、法律の専門的知識を有していないため。また、人員体制を整える予算もない。そのため、窓口としての周知は行っていない。
- ・ 昨年（2022年）5月に着任して以降、法律問題に関わる相談はあまり多くはない。実際、法的問題を抱える相談は1件のみ。案件の内容としては、2016年くらいからずっと家庭内暴力を受けている方（女性）。旦那と離婚して子供の親権について争っており、裁判は結審したのだが、その方の親族がかなり危険な状況であっ

たのにもかかわらず、子供を連れて日本に帰国することが許されなかった。親族が最終的には亡くなってしまったが、葬式すら行けなかった。その方に対しては、ハーグ条約のこの連れ去りにならないような態様で弁護士を紹介した。

- ・（今後そのような窓口を設置する予定は？という問いに対し）設置する予定はない。他方、回答したとおり、ノウハウや予算など、法務省等公的機関にご協力、ご支援いただけるのであれば、是非協力させていただきたい。
- ・法律というわけではないかもしれないが、よくある相談としては、戸籍、国籍関係が多い。特に先進国はそうなのだろうが、二重国籍の問題で国籍選択、具体的には別の国で国籍を取得して、日本国籍を喪失しているような問題に関するご相談が多い。
- ・法律相談に関する潜在的需要については、領事局での統計では在留届に基づく在留邦人の母数がそれほど多くなく、需要自体は少ないと感じるかもしれないが、実際の在留邦人は在留届を提出していない人を含めるとかなり多いのではないかと感じている。
- ・具体例として話したが、在留邦人からは、滞在資格、身分関係、不動産関連、取引関連が多い。
- ・進出している日系企業からは、国内法規に関する調査の支援相談が多い。相談の方法としては、日本から直接大使館の方に連絡が来る。直接大使館で回答可能なものは少ないが、JETRO オークランド事務所を紹介して確認してもらうというのが実情となっている。JETRO オークランド事務所は、2年ほど前から駐在員がいなくなってからオーストラリアのJETROがニュージーランドをカバーしているようであるので、シドニーのJETROを紹介している。
- ・特定の品物に対して詳しい企業について紹介をしてほしいという連絡を受けることがあるので、その際はウェリントン日本人商工会議所を紹介して確認してもらう。
- ・身近な事例として、交通事故に関するケースを紹介する。スーパーの駐車場で物損事故を起こした方は、全ての手続を保険会社に任せている。法律問題に発展するようなものではなかったが、少なくともこのような事故は発生している。在留邦人からは法律に関する相談自体挙がってこない。軽微な事故であれば、保険会社同士になるし、人身事故になれば警察等が対処することになる。保険に入っていなかったような例外的な事情の場合のみ、大使館に相談が入るかもしれない。
- ・（不動産の賃貸借にまつわる相談などはどうかという問いに対し）在留邦人については相談自体ないと認識している。パートナーに暴力を振るわれていて怖いといった相談や、警察を呼んだが親身になってくれないという案件は命や身体に関わる問題であるので、このようなケースにおいて初めて駆け込んでくるような場合が多いのではないか。
- ・（日本人が現地で犯罪を犯して相談に来るといったケースはどうかという問いに対し）拘禁者、加害者の在留邦人については若干名存在するが、大使館に助けを求めるといったケースは存在しない。拘束者からの相談数は0。実際そういった話は聞いていない。

質問事項②

法律に関する相談を受けた際、どのように対応されていますか。

- まず、法律の相談自体、案件を一つ一つ思い出せるくらい少ない件数ではある。今回のアンケートについて、大使館もメーリングリストを通じて協力させていただいたが、4桁に過ぎない邦人の中で3桁の回答数が集まっているということで、アンケートの意義を感じている。しかもアンケートの回答も個別具体的に書かれていて、助かる。在留邦人の方は、問題を抱えていても（大使館に相談に）来れないという印象。フレンドリーな大使館になればと思っている。無料法律相談を開設したとしても、大使館への敷居を低くして、邦人の方が気軽に相談できるような体制を整える必要がある。（ニュージーランドは）訴訟社会といわれているが、1割の方が体験しているという印象。思ったよりもあるという印象を受けている。
- 本省からの指示により、生半可な法的助言は控えている。現地の法律に詳しい弁護士を紹介すべきという対応方針を採用している。この方針をしっかりと守り、良い弁護士やカウンセラーを一人でも多く発掘するという姿勢に努めている。法律の内容につき中途半端なことは言えないので、企業の顧問弁護士がいなければ、つてがないかなどを聞きつつ、紹介できるところがあるかどうかというスタンスを取っている。

質問事項③

ニュージーランド独特の特徴や問題はどのようなものがありますか。

- 環境や先住民の権利を保護する法律が強いという印象を受ける。具体的には、マオリ族への配慮や、環境に対する意識が非常に高いと感じている。日本法と比較してどうかということはないが、環境問題に敏感な国民性があるのではないかな。例えば、ニュージーランドといえば、女性の参政権を世界で初めて認めた国。かなり先進的な取り組みをしているというイメージを有している。法制度としては日本よりも先取りをしている可能性がある。

質問事項④

ニュージーランドの法令の安定性はどうか。

- 実際、見識が必要な問いであるので難しい質問であるが、司法の独立がしっかりと担保されていて、議会も機能していて、法治国家であるという印象を受ける。法的安定性も担保されている。その先の人権、法律上の義務、全てがしっかりと規定されている。国民もしっかりそれを遵守しているようなイメージがある。
- 遵法意識について、犯罪を見ている限りでは、概ねほとんどの国民がルールに基づいているという印象を受ける。人口比では日本よりも犯罪率が多いが、実際にウェリントンでも危険を感じるということは少ない（治安は良い）。少なくとも表上では、危険を感じず、安全に暮らしていけるように感じる。
- 言葉の壁、法律の壁が高いように見受けられる。特に現地人（ニュージーランド人）と争う場合は、日本人は相当不利な立場に置かれる可能性がある。時たま警察はよく取り合ってくれないという相談があるが、警察は非常に人情味にあふれ

ているという印象を受ける。具体例として、夜にランニングをしていたとき、歩道で行き倒れていた現地の人を発見したことがある。その人は相当疲弊していたため、介抱しながら警察にすぐに通報して、15分ほどで警察が急行してくれた。そして、あとは警察に任せろと言ってしっかりと介抱していた。第一発見者として人定を取られたが、人命優先の対応で、誰でも平等に取り扱うという意味において非常に民主的な警察であると感じた。

質問事項⑤

日本人弁護士はニュージーランドでどのように活躍できると思いますか。

- 日本法の弁護士のニーズは大いにあると感じている。日本人と現地人の家族法上の問題が発生するとする。属地主義か属人主義かどちらの法律が適用されるのかという問題だったり、当然ニュージーランドの法律を理解していないといけないし、難しい英語で対応しなければならない。相手方の弁護士はニュージーランド弁護士であることがほとんどであるだろうから、在留邦人をしっかりと守れるような日本人弁護士であれば、非常に助かる。
- (経済班の方のコメント) 特段伝えることはないが、あえて申し上げるとすれば、企業の方が弁護士事務所と契約してやり取りをすることがあると思うが、ニュージーランドは日本と法体系が違ったり、日本にない法律があったり(外国投資法、リソースマネジメント法等)、そういう理解をするために橋渡しするような弁護士がいると非常にありがたいのではないかと。法人設立の際にも日本語の助言ができるようなアドバイスができればとてもありがたいのではないかと。
- 本省からは法律の相談について中途半端な回答はせず、専門家を紹介すべしという指示を受けているが、紹介する専門家が単なるお金目当ての弁護士だったらどうするのかという不安もある。大使館として責任を持って紹介できるのかという意識もある。法務省の支援、協力の下、オンラインでも良いので、無料相談の窓口ができれば、日本企業の駆け込み寺にもなるので、大変ありがたい。大きな後ろ盾になるので、予算の範囲内で良いので、何かしらの手立てがあれば非常にありがたい。

第2 オークランド日本経済懇親会（二水会）

1 アンケート（大使館からの回答は下線イタリックにて表示）

質問事項及び回答（オークランド日本経済懇親会）

1 日本人会や商工会議所の規模等について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください

(52) 社 73名 ※2023年3月6日現在

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか

ある ない

Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください

Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、今年1年（2021年1月～12月）の利用実績を御教示ください

() 件

- 内訳 相談のみ () 件
 現地の弁護士の紹介 () 件
 日本法弁護士の紹介 () 件
 公的機関（在外公館、JETRO）を紹介 () 件
 法曹以外の専門家の紹介 () 件
 その他（コンサルティング会社、地元政府機関など） () 件

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください

- 需要がないから
 需要はあるが、ノウハウや予算がないから
 その他 ()

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか

- 自主的に設置する予定がある
 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい
 予定はない

3 日系企業の抱える法的問題

Q3-1 日系企業が実際に現地で抱えている法的問題について、具体的にどのようなものが挙げられますか

ヒアリングにて回答済

Q3-2 そのような問題に対し、どのように対応をしていますか

ヒアリングにて回答済

4 貴所の弁護士の活用状況について

Q4-1 日常的な法律問題について、顧問契約を締結していますか

なし

Q4-2 身近に相談できる弁護士はいますか

はい

5 日本人弁護士のニーズについて

Q5-1 日本人弁護士のニュージーランドでのニーズはどの程度あると思いますか

ヒアリングにて回答済

Q5-2 今後、ニュージーランドで、日本人弁護士に期待することはありますか

ヒアリングにて回答済

2 ヒアリング

ヒアリング実施日：2023年2月14日

参加者：二水会 理事1名 窓口担当1名

質問事項①

ニュージーランドでよく問題となるご相談事例を教えてください。

- ・ 私自身サービス業を営んでいるが、法務の相談という部分ではほとんど人事関連のものである。具体的には、地元の人を雇用する場合の留意点や、日本を含む外国から人材を雇用する場合のビザ関連の出来事など。
- ・ 雇用の規制が被雇用者側（労働者側）に有利にできている印象がある。雇用者の立場からするとやりにくい部分ではある。弁護士に相談する場面というのは、ど

うしても必要な場合のみであり、日常業務で消費者や取引先と揉めることはほぼない。

質問事項②

他国と比較したニュージーランドならではの独特な問題や特色を教えてください。

- ニュージーランドは、サービス業の規制が他国と比べると比較的緩いので、外国企業は進出しやすい。例えば、オーストラリアでは会社の取締役になんとも1名の永住者がいなければならないが、ニュージーランドはそれすらないのはいか。このように、外国人の取締役がメインでも会社設立しやすいといったところに規制の緩さが見られる。
- 中国に数年滞在していたことがあるが、ニュージーランドは中国と比べても腐敗指数ランキングも非常に優秀で、しがらみがないと感じる。しがらみというのは、役人との折衝も少なかったり、新興企業にも間口が広がったりという意味において非常に事業がしやすい。新しく事業を始める上では非常にハードルが低い印象がある。ただ、銀行関連の規制は少し強くなったような印象がある。
- 言葉に不自由さえなければ、ハードルがなくビジネスができると思う。

質問事項③

ニュージーランドの法律関連で苦労されたお話、困ったお話があれば教えてください。

- 簡単に人をクビにできない。どうしてもクビにしたいのであれば通知を出してから半年程度は見なければならぬ印象。重大な懲戒事由がない限り、ミーティング、レターで改善を命じ、それでもダメなら2度目のプランを提示し、それようやくクビにできるという感覚。
- 接客業を営んでいるが、つい最近雇用で人を解雇しようとした。勝手に私用でパソコンを使ったり、座って携帯電話を見たりしていたので、当該従業員と話合いを持った。ニュージーランドでは、自分の支援者を連れてきていいので、オープンな場面で話し合いをする必要がある。彼は話し合いの場面で奥さんを連れてきた。日本と異なり、その場で注意しようものなら、パワハラの方角に向いてしまうような感じになってしまうので、特に従業員を解雇しようとするのであれば、細心の注意が必要になる。
- 従来は試用期間があったが、最近では試用期間中の解雇すら言えなくなってしまった。
- 教師や弁護士等のハイレベルな人材を雇用する場合と比べて、小売業や観光業は、売り子や日本語ができる事務員を雇用する基準は格段に難しくなる。ビザを取得することが難しい。そのため、結婚して配偶者ビザを持っていたり、ニュージーランド国民のような自力でビザを取れる者はかなりありがたい。
- 日本と違って二大政党制なので、業種的に揺り戻しがある（どちらの政党が政権を取っているかで影響は少なくない）。今年（2023年）の10月に選挙があるが、労働党が6年くらい政権を持っていて、人気は下がりつつあるからひょっとしたら負けるのではないかと。移民政策は良い方に向かうのかもしれないのでは。

- ・ ニュージーランドは移民の国なので、ある程度のダイバーシティは許容している。ものすごく排他的なことはあまりない。一般的に、アジア人だからと言って極端な差別を受けるといふことはなりにくい風潮がある。街で危険な目に遭うといふことは 20 年近く住んでいるが、ほとんど経験がない。銃も禁止されている。警官もほぼ丸腰で対応している。変なところに行かない限り、問題ないと認識している。
- ・ ニュージーランドは差別に厳しい。例えば、言語が日本語のみの広告を出すことは厳しい。

質問事項④

日本企業や邦人がニュージーランドに進出・居住する際に留意すべき事柄について教えてください。

- ・ ニュージーランドは新しい事業を立ち上げるには治安も良いし、合理的理由があればビザも取得することが可能である。ただし、人口が 500 万人しかおらずマーケット自体が小さいので、そこは考えるべきポイントの一つになるのではないか。
- ・ ニュージーランドに居住する（永住権を取得する）という目的なのか、数年程度の滞在になるのかにはよるが、物価がものすごい高い。卵も日本円で 200 円程度では買うことができず、もっと高くなるかもしれない。ニュージーランドは昔は西洋文化の中でも物価が安いで通っていたが、近年は最低賃金水準も上がる（最低時給が 22NZ ドル以上になる）ので、人件費の部分も負担が大きくなる。オーストラリアと比べても高くなっている。ただ、永住権を得てしまえば、さまざまな支援を政府から受けることができるし、選挙権すらあるので、永住権を得る目的であれば滞在することも悪くないと言えるだろう。
- ・ 軽犯罪や子供の不良（暴行等）は当然大なり小なりあるものの、外国人に対する間口が広いので、ツボさえ押さえてしまえばなんとかなるのではないか。
- ・ ニュージーランドはざっくりいうと、高負担、高福利。福利厚生も税金に含まれている。個人で考える必要があるのは、大まかに言えば所得税のみ考えれば足りる。確定拠出年金も必須ではない。確定給付年金も手厚くもらえる（日本よりも高額がもらえる）。
- ・ マオリ族の存在を意識する必要がある。マオリは生活保護の部分も手厚い。少数民族手当もある（例：マオリ手当等）。また、大学に優遇的に行けたり、海外遠征する際はマオリのみスポンサーがついたり、ビルとか役所とかもマオリ語に変わっていたり、アボリジニに比べてもマオリの地位は高いものになっている。製品などもマオリ語に神経を使う必要がある。マオリに関するクレームが来たら大ごとになるので気をつかう必要がある。マオリの人の中にも特権（マラエという組織）のようなものがあるのでは。高級地もマオリの民族が所有している。日本人としては不思議に感じるかもしれないが、国家を歌う時も 1 番はマオリ語、2 番が英語になる。数で言うとそんなに多くない（2013 年で 15.2% くらいしかマオリ族はいない）が、影響力は大きい。第一党がマオリ党に振り回されるイメージ（独特の立ち位置を持っている）。
- ・ 白人の友達に聞くとマオリへの優遇はやりすぎと感じることもあるが、公には言うことはできないそう。数以上の影響力を有しているのではないか。ラグビーチ

ームも国代表としてマオリのみを選ぶマオリオールブラックスというものまである（これは逆差別にあたるのではないかという声もある）。

- 問題の少ないところがニュージーランドの長所でもある。馴染みのある島国なので、日系企業は進出しやすいのではないか。ニュージーランドは国全体で見ると親日でもある。昔は第二外国語として日本語を選ぶ人も結構いたが、今は中国語を選択する人の方が多くなってしまった。圧倒的ナンバーワンの第二外国語はフランス語。順番で行くと、フランス語、スペイン語、中国語、日本語の順番（日本語のプレゼンスは年々落ちている）。
- ニュージーランドは中国に対する警戒感が強い印象がある（ニュージーランドはファイブアイズにも入っている）。中国とは貿易額も多い（輸出入ともに中国が最大国）が、親近感は日本にあるのではないか。
- ニュージーランドは昔から姉妹都市（例：福岡市と30年来、倉敷市と20年来）との交流があるので、日本との地域に根ざした交流が非常に活発になっている。白人の高齢者の方も日本人であれば優しくしてくれることもあった（肌感覚）。

質問事項⑤

ニュージーランドにおける日本法弁護士の需要・在り方についてどうお考えですか。

- ニュージーランドは、日本と同様弁護士の社会的ステータスが高い。不思議な点は、ニュージーランドでは会計士のステータスが他国と比べると遥かに高い。会計士は、企業のNo.2 (financial controller) と同列に語られるほどプレゼンスがある。逆に、社会的立場が相対的に低いのが医者である（日本ほど社会的地位は高くないように感じる）。
- ニュージーランドにおける日本の弁護士の在り方といえば、経験上、日本にいる人に対する配当の支払いや、相続税の支払いについては、日本法に精通していないとなかなか難しい場合がある。一般的なニュージーランド法弁護士に頼んだ時、日本法がらみの問題になると心もとないことがある。例えば、株式に関する法律が日本とニュージーランドでは逆だったりすることがある他、株式譲渡の条項のように会社法に関して異なる部分がある。また、親族が日本に残っている場合の会社承継などで問題になる場合がある。日本法とニュージーランド法の両方に精通している人がいれば、ニーズは確かにあるように感じる。
- ニュージーランドはコモンウェルスのメンバーなので、当然法体系はイギリス系になる。このように異なる法体系にも詳しい方がいると日本人としては安心。
- 1990年や2000年に比べると、邦人の数自体は減っている。二水会のメンバーも昔は100名程度いたが、現在は減少傾向にある。

第3 ウェリントン日本人商工会

基本的質問事項3（現地日本人会、日本商工会議所）

1 日本人会や商工会議所の規模等について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。

（ 14 ）名 （ 11 ）社

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

ある ない

Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。

（ ）

Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、直近1年間の利用実績を御教示ください。

（ ）件

内訳 相談のみ （ ）件

現地の弁護士の紹介 （ ）件

日本法弁護士の紹介 （ ）件

公的機関（在外公館、JETRO）を紹介 （ ）件

法曹以外の専門家の紹介 （ ）件

その他（ ） （ ）件

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

需要がないから

需要はあるが、ノウハウや予算がないから

その他（ ）

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

自主的に設置する予定がある

日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。

予定はない。

ウェリントン日本商工会

- 取引 ()
- 貿易 ()
- 労務 ()
- 債権回収 ()
- 撤退 ()
- その他 ()
- (在留邦人) 滞在資格 ()
- 身分関係(現地でのもの) ()
- 身分関係(日本にいる親族との間のもの) ()
- 労務問題 ()
- 交通事故 ()
- 貸金 ()
- 不動産(賃貸借) ()
- 取引 ()
- 労働 ()
- 刑事 ()
- その他 ()

※ 法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。

(4) 在外公館との連携について

・大使館や商工会議所等の機関との連携はありますか。具体的に、どのような連携をされていますか(例：年に一度のセミナー開催/治安セミナー等)

各種会合などでの連携あり

(5) 日本法弁護士の活用等について

・ニュージーランド事務所内部には日本法弁護士を置いていますか。

置いていない。

・ニュージーランドにおいて、日本法弁護士にニーズはあると思いますか。また、それはなぜですか。

未回答

(理由：日本法弁護士に依頼をしたいという相談が、これまでないため)

ご協力いただき、ありがとうございました。質問は以上になります。